

# 管理計画認定マンションにおける手続の概要

## 管理計画認定マンションとしての手続

## 工事関連の手続

## 手続主体

修繕積立金の額の引上げ  
R3.9.1以降の引上げが対象

管理計画の認定の申請

修繕積立金引上証明書  
の発行申請

①管理計画の認定通知書  
の交付

②修繕積立金引上証明書  
の取得

過去工事証明書の発行申請

③過去工事証明書の取得

長寿命化工事の着工

長寿命化工事の完了  
R5.4.1～R7.3.31の完了が対象

大規模の修繕等証明書  
の発行申請

④大規模の修繕等証明書  
の取得

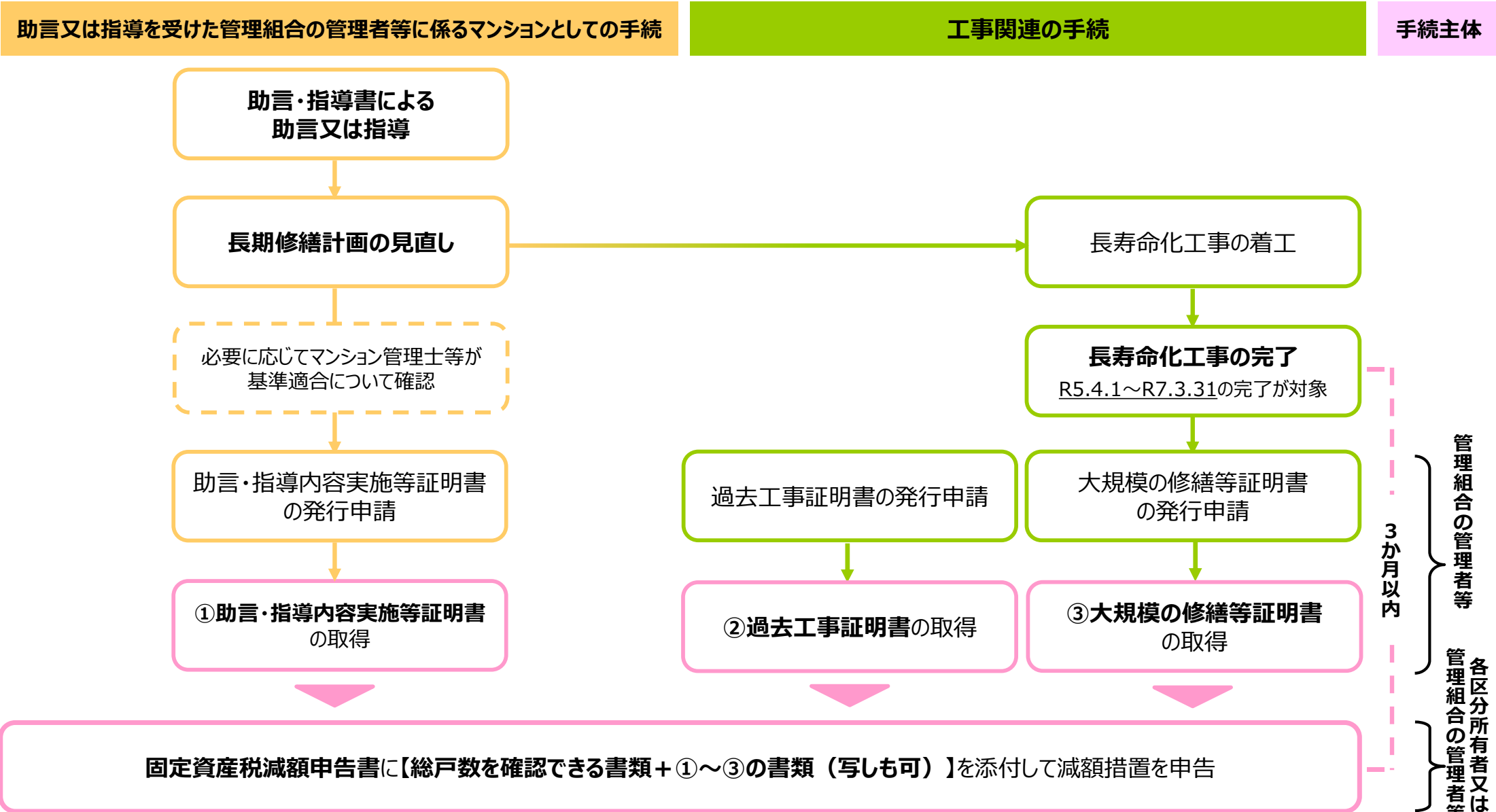
3か月以内

管理組合の管理者等

各区分所有者又は  
管理組合の管理者等

固定資産税減額申告書に【総戸数を確認できる書類＋①～④の書類（写しも可）】を添付して減額措置を申告

- ①～④の証明書は、管理組合の管理者等が取得し、その写しを、総戸数を確認できる書類とあわせて、必要に応じて各区分所有者に配付することが考えられます。
- この場合、各区分所有者は、管理組合の管理者等から配付された書類を、固定資産税減額申告書に添付し、市町村等の窓口へ減額措置を申告します。



- ①～③の証明書は、管理組合の管理者等が取得し、その写しを、総戸数を確認できる書類とあわせて、必要に応じて各区分所有者に配付することが考えられます。
- この場合、各区分所有者は、管理組合の管理者等から配付された書類を、固定資産税減額申告書に添付し、市町村等の窓口へ減額措置を申告します。